

兵庫県国民健康保険運営協議会運営規程 新旧対照表

改正案	現 行
○ 兵庫県国民健康保険運営協議会運営規程 平成 29 年 7 月 21 日制定 平成 31 年 3 月 20 日改正 <u>令和 7 年 月 日改正</u> (略) (会議録) 第 3 条 会議を開いたときは、次の事項を記載した会議録を調整し、会長の指名した出席委員 2 名がこれを<u>確認</u>するものとする。 (1) 開催の日時及び場所 (2) 出席した委員の氏名 (3) 審議の概要 (4) その他必要な事項 (略) (庶務) 第 5 条 協議会の庶務は、<u>福祉部</u>国保医療課において処理する。 (略)	○ 兵庫県国民健康保険運営協議会運営規程 平成 29 年 7 月 21 日制定 平成 31 年 3 月 20 日改正 (略) (会議録) 第 3 条 会議を開いたときは、次の事項を記載した会議録を調整し、会長の指名した出席委員 2 名がこれに<u>署名</u>するものとする。 (1) 開催の日時及び場所 (2) 出席した委員の氏名 (3) 審議の概要 (4) その他必要な事項 (略) (庶務) 第 5 条 協議会の庶務は、<u>健康福祉部社会福祉局</u>国保医療課において処理する。 (略)

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 月 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。